

## ・建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について

(平16.7.1付34-86)

経営企画・総務等担当理事  
経理資金等担当理事 から 各本部長 あて  
各支社長

改正 平成28年12月26日(イ)

改正 平成29年6月29日(ロ)

標記について、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、発注予定業務の情報を事前に公表する手続を下記のとおり定めたので、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

### 記

#### 1 対象業務

次に掲げる建設コンサルタント業務等（「測量業者、土質業者、建設コンサルタント等登録要領について」（平16.7.1付34-5）第4の測量、土質調査業務、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び調査関係業務をいう。以下同じ。）を公表の対象とする。

- (1) 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平16.7.1付34-54）に基づき発注が予定される建設コンサルタント業務等
- (2) 「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平16.7.1付34-55）に基づき発注が予定される建設コンサルタント業務等
- (3) 「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平16.7.1付34-56）に基づき発注が予定される建設コンサルタント業務等
- (4) 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平16.7.1付34-57）に基づき発注が予定される建設コンサルタント業務等

#### 2 公表の方法

- (1) 次に掲げる事項を含む発注予定情報を、契約担当課において掲示するものとする。(イ)(ロ)
  - イ 業務名
  - ロ 履行期限

- ハ 業務概要
  - ニ 業種区分
  - ホ 入札予定時期
  - へ その他契約担当役が必要と認める事項
- (2) 次に掲げる時期に、その時点における発注予定情報を公表することとする。
- イ 4月（当該年度分）
  - ロ 11月（イの情報に修正を加えたもの）
  - ハ 1月（ロの情報に修正を加えたもの）
- ただし、ハにあつては、公表対象の予定情報が極めて少ない場合等で、本部長等が不要と認める場合においては、省略することができるものとする。(イ)
- 3 その他の留意事項
- (1) 公表する内容は公表する時点での発注予定であり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を掲示において明記すること。
  - (2) 公表する対象業務は、入札執行できると判断したものに限るものとする。

以 上